

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和6年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、7番 寺光正博 委員と、8番 山本一彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、5件でございます。「議案第1号、通り番1から5を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
9番委員	■通り番1 通り番1を説明します。 申請地は三毛門から吉富町方向に向かいまして土屋橋がありますが、その手前の道を右に曲がった先にあります。 農地の所有者であります■■■■さんは耕作管理が出来ないということで、申請地の横にお住まいの■■■さんと売買するというものです。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
9 番委員	■通り番 2 通り番 2 を説明します。 申請地は三毛門、いずみ会館の前に日産自動車がありますが、その裏側にあります。 譲渡人の■■■■さんは北九州市に在住しており、耕作管理ができないということで贈与するものであります。 また、申請地は圃場整備区域内ですが、譲受人の■■■■■■■■が圃場整備後も耕作管理するということです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員より説明及び意見をお願いします。
3 番委員	■通り番 3 通り番 3 について説明します。 申請地は、豊前病院横の岩岳川の東にあります。 所有者である■■■■■さんが耕作管理できないということで、■■■■■が売買で買い受けるものです。 ■■■■■は入院患者のリハビリを目的として取得することです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 3 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長 8 番委員	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 4 通り番 4 について説明します。 申請地は天地山公園をライスセンター向きに上り、最初の信号から 5 0 m 先の左手にあります。 譲渡人の ■■■■さんは現在、山田に住んでおり耕作管理ができないということで、申請地の隣に住む ■■■■さんが贈与を受けるとのことです。申請地は以前から ■■さんが耕作管理しており、最終的には譲り受けて欲しいということで今回の申請に至っております。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長 7 番委員 議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 5 通り番 5 について説明します。 申請地は県道 3 2 号線、豊築線入口の 3 0 m 手前の道の上にある小さな棚田の農地になります。確認した際には、きれいに草刈りをされて管理をしている様子でした。 申請人の ■■■■さんと ■■■■さんは兄弟で、今後の管理は ■■■■さんがするとのことですが、山林の際にあり今後、山林化が懸念されますので管理していただけるのであれば、地元としてはありがたいことだと感じています。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしく願いします。 議案第 1 号の通り番 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございましたが、申請者より取下げ願いが提出されておりますので、議案第 2 号の審議案件はございません。
	議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の 事業計画変更申請について
議 長	続いて、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1 件でございます。 「議案第 3 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」

議 長	議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
8 番委員	■通り番 1 通り番 1 を説明します。 申請地は ■ ■ ■ ■ 内の敷地で、平成 2 4 年 9 月 2 8 日付で農地法 4 条の許可を受けておりましたが、工事完了報告を失念しており、その報告がなされないまま形質の変更がされていました。このため、県とも協議をし、追認での許可が必要であるとのことで今回の申請に至りました。 現地は変更申請書に記載されているとおりですので、特に問題はありません。
事務局	補足ですが、現地につきましては、事務局も県と同行の上で問題のないことは確認しております。 ほか、関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。
議 長	議案第 3 号の通り番 1 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 3 号の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 3 号は、全て原案通り可決いたします。

	議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議 長	議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第４号については、原案通り承認することといたします。
	閉 会 の 宣 言 10 時 15 分閉会を宣言する。